

山梨県女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 女性活躍推進企業創出事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、女性活躍推進企業創出事業に参加した管理職候補者の女性（以下「女性リーダー」という。）が率いる企業内プロジェクトに対する財政的支援を通じて、県内中小企業の女性管理職登用に向けた取り組みの好事例を生み出し、その波及を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、山梨県内に拠点を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）又は常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人、社会福祉法人、農業法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益法人、その他の法人であって、女性活躍推進企業創出事業で開催するプロジェクト選抜会に参加し、選抜会において選抜されたプロジェクトを実施しようとする者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 知事は、補助対象者の実施するプロジェクト（以下「補助事業」という。）に必要な経費であって、別表に掲げるもののうち必要かつ相当と認めるものについて、1社150万円を上限として補助金を交付する。

2 補助金の申請にあたっては、別表に掲げる区分のうち、「②プロジェクトの実施に要する経費」のみの申請はできないものとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業実施期間は、知事が第7条の規定に基づく交付決定を行った日から、交付決定をした日の属する年度の3月31日までとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要関係書類を添えて、別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法

(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定をしないことができる。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。)

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない社団等」という。)を含む。)であって、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの

(5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(7) 第2号から第6号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(8) 知事は、第6条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(9) 知事は、第6条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載し

た書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、女性活躍推進企業創出事業費補助金事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- 2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、女性活躍推進企業創出事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、これを報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業完了年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、女性活躍推進企業創出事業費補助金事業実績報告書(様式第5号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、女性活躍推進企業創出事業費補助金額の確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金を当該補助事業者へ交付するものとする。

- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から20日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 5 第3項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金交付方法)

第14条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとするときは、女性活躍推進企業創出事業費補助金概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消す場合がある。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると知事が認めたとき。

- 2 前項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取消しする場合は、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第9号)によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(休止等の事前報告)

第18条 補助事業者は補助事業終了後5年間において、県内の拠点を休止又は廃止しようとする場合、事前に知事に休止等の報告をしなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分及び管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- 4 取得財産等のうち、取得価格が5万円未満のものについては、前三項の規定を適用しないこととする。

(成果の公表)

第20条 補助事業者は、補助事業の成果を、公表できる限りにおいて、知事の指定する方法により公表しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項による公表をした場合、その証拠となる書類を当該公表に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(書類の保管)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第19条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率
<p>①女性リーダーの実践力向上及びプロジェクトの推進における障壁の解消に要する経費</p>	<p>○内容 実践力向上に資する研修、仕事と家庭の両立支援に関するホームヘルパー派遣等、補助事業の推進に必要な社内体制・環境整備等に要する経費</p> <p>○対象経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他の経費（知事が事業に必要と認める経費）</p>	<p>10 / 10</p>
<p>②プロジェクトの実施に要する経費</p>	<p>○内容 補助事業の推進におけるコンサルティング、補助事業の推進に必要な物品・設備等の購入等に要する経費</p> <p>○対象経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他の経費（知事が事業に必要と認める経費）</p>	<p>3 / 4</p>

様式第1号

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

申請者

所在地 〒

会社名

役職名

氏名

女性活躍推進企業創出事業費補助金交付申請書

女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 事業名	
2 申請額	円
3 事業完了時期	令和 年 月
4 関係書類	事業計画書（様式第1号の1①②）
	事業収支予算書（様式第1号の2）
	企業概要
	定款・会則
	誓約書（様式第1号の3）
	口座振替依頼書（様式第1号の4）
	プロジェクト選抜会提出資料

※補助額の上限は、150万円とし、千円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

（問い合わせ・書類送付先）

氏名	
住所	〒
電話	
E-mail	

様式第1号の1①

補助事業実施に係る支援計画書
(補助区分①の実施に関する内容)

- 1 補助事業実施に係る障壁・課題

- 2 障壁・課題の解決に向けた支援内容

- 3 スケジュール

- 4 支援実施体制

- 5 備考

※ 項目は適宜追加し、事業ごとに内容が分かるように記載してください。

様式第1号の1②

補助事業実施計画書
(補助区分②の実施に関する内容)

1 事業の内容

2 スケジュール

3 実施体制

4 備考

※ 項目は適宜追加し、事業ごとに内容が分かるように記載してください。

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	内 容
女性活躍推進企業創出 事業費補助金		
合 計		

2 支出の部

区分	科 目	補助事業に対する経費	うち補助対象経費	内 訳
①				
	小計		【A】	
②				
	小計		【B】	
合 計				

※ “収入の部” と “支出の部” の計が一致するように作成してください。

※ 「補助事業に対する経費」については事業にかかる全ての費用をご記入ください。

※経費の区分について

- ①…女性リーダーの実践力向上及びプロジェクトの推進における障壁の解消に要する経費
- ②…プロジェクトの実施に要する経費

【参考】 補助金申請額計算書

【A】 _____ 円 × 10/10 (補助率) = _____ 円…C

【B】 _____ 円 × 3/4 (補助率) = _____ 円…D

C + D = _____ 円…補助金申請額 (様式第1号 申請額)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

(ふりがな)

法人名

〔 社印または代表者印 〕

㊞

(ふりがな)

職名・代表者氏名

㊞ (男・女)

生年月日 (大正・昭和・平成・令和)

年 月 日

口座振替依頼書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

申請者

所在地 〒

会社名

役職名

氏名

女性活躍推進企業創出事業費補助金については、次の口座に振り込んでください。

振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※ 口座情報に誤りがある場合は、振込不能となりますので、通帳の記載内容を十分に確認の上、記入願います。

※ ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関からの振込の際に利用する「店名・預金種目・口座番号」を記入願います。

殿

山梨県知事 印

女性活躍推進企業創出事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった女性活躍推進企業創出事業費補助金については、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 女性活躍推進企業創出事業補助金交付要綱第15条第1項各号に定めるもののほか、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は事業完了年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業者の名称

代表者氏名

印

女性活躍推進企業創出事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更後の内容が分かる書類を添付すること。

様式第4号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業者の名称

代表者氏名

印

女性活躍推進企業創出事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり事業を中止・廃止したいので、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止年月日

※参考となる書類を添付すること。

山梨県知事 長崎幸太郎 殿

申請者

所在地 〒
会社名
役職名
氏名

女性活躍推進企業創出事業費補助金事業実績報告書

女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名	
2 実績額	円
3 事業完了時期	令和 年 月
4 関係書類	事業報告書（様式第5号の1）
	事業収支決算書（様式第5号の2）

※補助額の上限は、150万円とし、千円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

(問い合わせ・書類送付先)

氏名	
住所	〒
電話	
E-mail	

様式第5号の1①

補助事業実施に係る支援実施報告
(補助区分①の実施に関する内容)

- 1 障壁・課題の解決に向けて実施した支援内容

- 2 支援の効果

- 3 支援実施後の課題

- 4 備考

※ 項目は適宜追加し、事業ごとに内容が分かるように記載してください。

様式第5号の1②

補助事業実績報告書
(補助区分②の実施に関する内容)

1 具体的な実施内容

2 事業効果

3 備考

※ 項目は適宜追加し、事業ごとに内容が分かるように記載してください。

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	内 容
女性活躍推進企業創出 事業費補助金		
合 計		

2 支出の部

区分	科 目	補助事業に対する経費	うち補助対象経費	内 訳
①				
	小計		【A】	
②				
	小計		【B】	
合 計				

※ “収入の部” と “支出の部” の計が一致するように作成してください。

※ 「補助事業に対する経費」については事業にかかる全ての費用をご記入ください。

※経費の区分について

- ①…女性リーダーの実践力向上及びプロジェクトの推進における障壁の解消に要する経費
- ②…プロジェクトの実施に要する経費

【参考】 補助金申請額計算書

【A】 _____ 円 × 10/10 (補助率) = _____ 円…C

【B】 _____ 円 × 3/4 (補助率) = _____ 円…D

C + D = _____ 円…補助金対象実績額 (様式第5号 実績額)

様式第6号

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事

女性活躍推進企業創出事業費補助金額の確定通知書

女性活躍推進企業創出事業費補助金の交付額について、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

確定額 _____ 円

山梨県知事 殿

申請者

所在地 〒

会社名

役職名

氏名

女性活躍推進企業創出事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった女性活躍推進企業創出事業費補助金について、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

- (1) 現金 指定金融機関名
- (2) 口座振替 別添口座振替依頼書のとおり

様式第8号

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事

女性活躍推進企業創出事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった女性活躍推進企業創出事業費補助金について、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、次の理由にて交付決定を取り消しますので通知します。

1 取り消し理由

山梨県知事 殿

申請者

所在地 〒

会社名

役職名

氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた女性活躍推進企業創出事業費補助金について、女性活躍推進企業創出事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還額（上記3から上記2を減額した金額）
- 5 その他添付書類（返還額に係る積算の内訳等）

山梨県知事 殿

申請者

所在地 〒

会社名

役職名

氏名

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた女性活躍推進企業創出事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので女性活躍企推進業創出事業補助金交付要綱第19条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類